



写真提供：公益社団法人栃木西霞光物産協会霞光課

【『屏絵は語る』『雲巖寺』禅宗の日本四大道場のひとつでパワーをいただきましょう！

那須は大田原にある雲巖寺。吉永小百合さんが出演するJR東日本『大人の休日俱乐部』テレビCM、黒羽の芭蕉篇の撮影地でもあります。八溝山の奥深く、清らかな渓流沿いにある仏国國師開山の臨済宗妙心寺派の名刹であり、渓流に架かる朱塗の橋から見る石段の上にそびえる山門がとても美しい。

※周辺は駐車場がほとんどありませんので、公共交通機関（JR那須塩原駅から大田原市営バス「雲巖寺線・須賀川線」で約60分、雲巖寺前で下車）をご利用ください。

須町）、11月15日 東京都（江東

自治会は新たに生まれ変わります

昨年は、西岩崎への事務所の移転や、悪意をもつて誹謗中傷する文書でのトラブルの対処等、自治会始まって以来の穏やかでない一年でした。それを会員の皆さんと乗り越え、一般社団法人化への検討を進め、今年は新たに生まれ変わる年にしたいと考えています。



第71号

令和2年1月31日発行

《発行所》

東昭自治会事務局
栃木県那須塩原市
西岩崎232-438
TEL:0287-74-6287
FAX:0287-74-6288
E-mail:tosyo-nasu@iaa.itkeeper.ne.jp

《題字》
日本文化書道会
柏泉 余吾鉢治



心新たに自治会運営の 未来を考えます

会長 細田 宏（細明平）

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

昨年は天皇陛下御即位奉祝行事に国民の祝賀機運が大いに高まり、また国外からも高い関心が集まりました。

そのようななか、台風15号および19号が関東圏に甚大な災害をもたらしました。被災された方々にお見舞い申し上げます。

自治会運営におきまして、昨年は内部機構改革の年でした。新事務所への移転に関する会員説明会を11月6日栃木県（那

須町）、11月15日 東京都（江東

会員総会を ご案内します

理事 福田和久（箭松苑）

この度、今後の自治会運営の証となる自治会会則の改定等の変更点を会員の皆さんにご提案すべく、会則第10条に基づき会員総会を開催いたします。日時及び場所等は後日案内状を送付します。万障繩り合わせのうえ、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

1. 日時／令和2年3月中旬

2. 場所／那須地区公民館を予定

3. 議案／現行自治会会則の改定
理事選任・収支及び
事業報告・計画等

令和2年2月下旬に議事に関する資料と出欠返信はがきを入れた案内状を全会員に送付します。

*この会員総会は、東昭自治会の今後の運営を決める重要な決議事項を議題としています。出欠返信はがきに必要事項をしつかり記載してもらって返送いただけるようお願い申し上げます。

昨年より、分譲地の長期環境改善計画として老朽化した水銀電柱灯への切替工事を徐々に開始致しました。これからも自治会の健全運営と環境改善に取り組んでまいります。



那須ふれあいセンター(那須会場予定)

第45期 中間決算収支報告(実績)

第45期 支出			第45期 収入				
〈計画〉		中間決済(実績)	〈計画〉		中間決済(実績)		
科目	金額	金額	科目	金額	金額		
①動力費(水道・街路灯等の電気代)	15,000,000	4,431,656	30%	今期会費 別荘 110,000円×310	34,100,000	16,549,809	49%
②道路・水道修繕・外注費	23,000,000	5,192,419	23%	永住 80,000円×240	19,200,000	9,551,428	50%
③水質検査費	2,600,000	517,260	20%	土地 27,300円×920	25,116,000	7,090,318	28%
④職員給与(3名の賃金等)	16,000,000	9,258,838	58%	新規会費 別荘 110,000円×6	660,000	0	
⑤厚生・退職金積立・雜給	1,200,000	543,500	45%	永住 80,000円×5	400,000	0	
⑥賃借料	4,000,000	747,009	19%	土地 27,300円×7	191,100	0	
⑦租税・損害保険料	2,000,000	73,080	4%	特別会費(分割含む)	9,538,000	2,601,618	
⑧法定福利費	2,700,000	1,620,839	60%	①会費入金計	89,205,100	35,793,173	40%
⑨一般経費	4,420,000	5,085,489	115%	災害積立用引当金(会費より充当します) 別荘 10,000円×316	3,160,000	1,140,000	
⑩引越し経費	4,000,000	1,447,977	36%	永住 10,000円×245	2,450,000	1,375,300	
⑪昭友管財(有)事業費	7,200,000	2,400,000	33%	土地 1300円×927	1,205,100	438,000	
⑫予備費	310,000	0	0%	②災害積立用引当金	6,815,100	2,953,300	43%
合 計	82,430,000	31,318,067	38%	③今期会費合計 ①-②	82,390,000	32,839,873	40%
当 期 純 利 益	0	1,634,747		④営業外収益	40,000	112,941	
総 計	82,430,000	32,952,814		合 計	82,430,000	32,952,814	40%
				災害積立金	6,815,100	2,953,300	43%

中間決算報告

第45期の中間決算(4月1日～9月30日)の、会員の皆さんへの説明です。

●収入

*会費請求は、事務所移転後の7月から始めたため、入金の遅れがあります。全体のおよそ40%程度となります。

*昨夏のトラブルで、会費をためらっている会員の方々には速やかに支払いしていただきましら幸いです。また、

土地会員の入金率が28%と低迷しています。

*昨秋の説明会開催後、請求書を再発行し、11月末から入金率も回復しつつあります。

●支出

*昭友管財(有)の妨害により、4月～6月の間の計画が遅れたため、道路・水道修繕・外注費の支出率が低くなりました。

*7月以降は水銀灯のLED化、ポンプ交換、舗装穴埋め等で巻き返しを図っています。

*一般経費のオーバーは、一部の会員から誹謗中傷の文書が出されたことによる説明経費があり、そのため増大しました。

*昭友管財(有)への事業費の11月分までの支払いは済ませ、12月以降は停止しました。

水安心して

●

東昭自治会で管理している水道施設は①専用水道と②井戸の2種類です。

①専用水道は該当する施設を設置する前に、都道府県知事の確認を受ける必要があります。

東昭自治会の専用水道は玉鳳台第一、第二、五峰苑、秋鳳苑、新おおとり苑、神明平、豊原第一、第二、りんどう湖村、室の井、小深堀、おおとり苑、青木、新野鳥苑の14分譲地に所在して

います。

②小規模なものは井戸に分類されます。

厚生労働省の「飲用井戸等衛生対策要領」に基づき管理しています。東昭自治会の井戸は緑の郷、清溪苑、緑風台、黒川台、新黒川台、よりい台、広陽台、白沢橋1期、白沢橋3期、玉取平、うぐいす台、箭松苑、玉翠苑、小深堀6期の14分譲地に所

在しています。

水質検査としては月／1回項目検査を実施しています。

※(9項目検査とは①一般細菌②大腸菌③塩化物イオン④有機物⑤pH値⑥味⑦臭気⑧色度⑨濁度を分析する検査です)



水質検査は大変重要な仕事です。安全を確保するために、写真右のようにサンプルを専用容器入れて平成理研様に届けます。

●

事務局長 熊谷秀志(青木)

水質検査としては月／1回項目検査を実施しています。

※(9項目検査とは①一般細菌②大腸菌③塩化物イオン④有機物⑤pH値⑥味⑦臭気⑧色度⑨濁度を分析する検査です)

第45期上期 修繕実績と下期計画



*上期の実績として、まず水道修繕関係は神明平でのポンプ更新、そして小深堀、緑の郷、新野鳥苑、豊原の4分譲地で漏水修理を行いました。道路修繕関係は表にある通り、凸凹修繕を9分譲地、下刈りと清掃を13分譲地、そして361件の土地会員から依頼の下刈りを行いました。

*年間計画の策定と依頼業者選定が完了したことで、水銀灯のLED化実行計画も始動。当初、トラブルがあったため、道路除草剤散布や重点計画の水道ポンプ制御版更新について仕様および業者選定は未実施となりました。

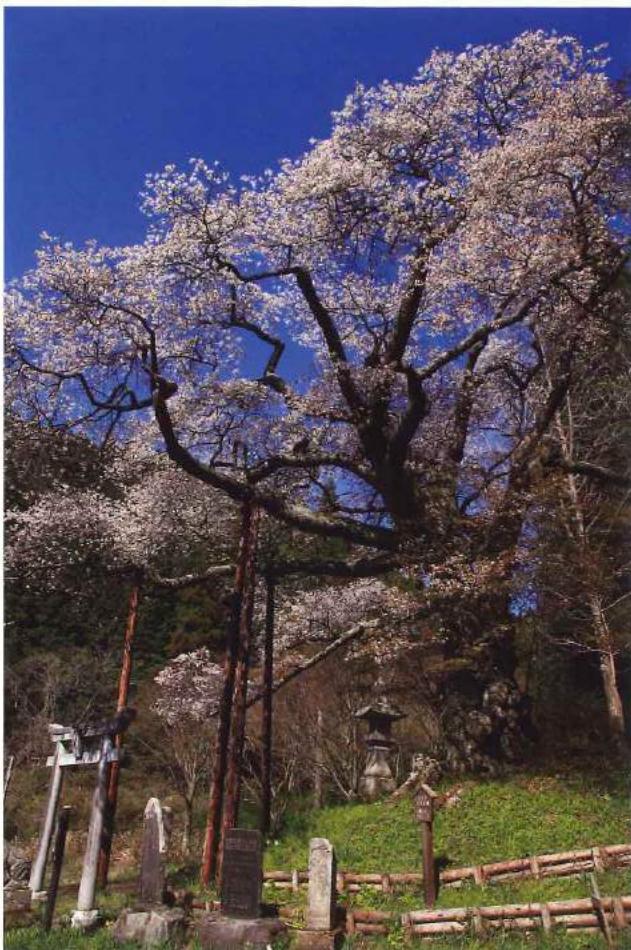
*下期の重点計画として次の3点を実施していきます。

①4分譲地の水道ポンプ制御版更新を2月を目処に実施します。②道路除草剤散布は次年度計画へ反映します。③街路灯LED化については投資対効果の大きい水銀灯から実施していきます。

以上、上期の実績と下期計画へのご了承をいただければ幸いです。

	上期実績						下期計画					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
分譲地												
青木			倒木	①			倒木	② ⑩	⑥			
箭松苑				②				⑩				
室の井					②		倒木					
白沢橋3期		①					①	②			⑤	⑨
白沢橋1期												
神明平				② ⑥								
りんどう湖村		②						② ④				
秋鳳苑			②				⑥	⑩	②			⑤
玉鳳台/玉取平		① ②	①				①	②		⑩	⑤	
小深堀	⑦	①	②				倒木		② ①	⑩		
小深堀6期			②									
おおとり苑			②				倒木	② ⑩				
新おおとり苑							②	② ⑩	①			
新野鳥苑	⑦	①					②			②		
緑風台	②									②		
広陽台							②			②		
洁溪苑	②						倒木					②
緑の郷	②		① ⑦									②
うぐいす台							⑧					②
よりい台											②	
豊原		⑦	①									②
玉翠苑												

- | | | |
|---|-------------------------------------|---|
| 道路修繕
① 道路凸凹修繕
② 道路下刈り
③ 土地下刈り | その他修繕
⑨ 看板設置
⑩ 街路灯LED化 | 水道修繕
⑤ ポンプ制御盤更新
⑥ ポンプ交換
⑦ 漏水修理
⑧ 減圧機更新 |
|---|-------------------------------------|---|



桜の名所のひとつ、磯上の山桜です。大田原市北部にある両郷(磯上)の八溝登山口、『一の鳥居』のそばにあります。花は白色中輪で、推定樹齢は300年。県内でも第一級の巨樹で、堂々とした風格があります。

写真提供:公益社団法人栃木県観光物産協会観光課

自治会の一般社団法人化検討状況について

東昭自治会は、今後の会の姿として一般社団法人化を模索しています。検討に向けては弁護士や司法書士、税理士ともよく相談のうえで進めていくつもりです。会員の皆様にも情報提供をもら慎重に進めていきます。

メリットとしては現在の任意団体よりも社会的信用があり、不動産等の固定資産が持て、東日本大震災のような災害が起きた際、災害積立金だけに頼らず、銀行から借入が可能となることです。また、会費等は非課税対象のため課税義務も生じません。

デメリットでは面倒な書類作成が増え、役員の登記手続きも必要になります。全理事に善管注意義務が生じ、今

まで以上に自治会運営責任が生じることになります。このことは、会員にとっては運営の可視化につながり、逆に

メリットになると私は思います。現在、他の一般社団法人化された別荘地の研究や、弁護士等の先生方からアドバイスをいただいて東昭自治会の

憲法とも言われる定款、管理規約のまとめに入っている状況です。

今後は3月の会員総会で検討状況を説明し、会員からの意見をいただきます。会員の法人化に対するご理解が十分だと思えた時期こそ、設立の時だと考えます。今一層の会員のご支援をお願いいたします。

理事
國井 明
(白沢橋)

新たな自治会に向けて

広くなりました事務所に、 どうぞお立ち寄りください

昭友管財(有)の代表者から黒磯の事務所(自治会費で家賃の90%を負担する物件)への出入りを禁じられ、管理業務に支障をきたすため、西岩崎へ昨年6月に移転。半年過ぎて、自治会事務所もだいぶ落ち着いてきました。

西岩崎と聞いて「どこなの?」という声も聞きますが、自治会の管理する分譲地が多くある那須町と那須塩原市の間、広谷



地から那須高原大橋を越えたところ、横断道路の戸田の手前です。駐車場も完備され、黒磯に比べてもだいぶ広くなりました。簡易会議室がありますので、分譲地内での集まり等にもぜひお使いください。



東昭自治会事務所(西岩崎)
☎ 0287-74-6287



写真提供:一般社団法人那須町観光協会

那須温泉の鹿の湯では5月第4水曜日より“湯もみ体験”ができます。服を着たままで、袖や裾をまくりやすい服装でご参加ください。要予約、料金等詳しいことは鹿の湯☎0287-76-3098までお問い合わせください。

理事候補を募集します

臨時号でもお伝えしましたが、理事の選出されていない分譲地(14分譲地で、そのうち室の井、りんどう湖村、秋鳳苑、玉取平、五峰苑、広阳台、清溪苑、緑の郷、新野鳥苑および野鳥苑そして豊原の10の分譲地で定住者がいらっしゃいます)があるため、どうしても管理運営上、偏りがちになってしまうケースがあります。

自治会運営にご協力いただける会員の方にはぜひ、理事候補に名乗りを挙げていただくことを強く望みます。理事になっていただければ、ご自分の住まわれている分譲地で「集まり」を呼びかけることも容易になりますし、何よりも分譲地での問題を理事会でストレートに訴えていただけるチャンスもあります。

今回の締め切りは3月上旬を予定。

西岩崎の事務所、0287-74-6287まで

ご一報いただければ幸いです。

よろしくお願ひします。

年明けに出回った文書について

自治会がふたつに分かれる、あっていいことでしょうか

昨年11月の会員説明会で、昭友管財(有)の心得違いを正す交渉経過や、新事務所に移転する経緯等を説明し、お越しいただいた会員の皆様から現・体制の姿勢にご理解をいただきました。

そして年明け、再び鈴木何某より「新自治会の設立」なる文書がありました。私ども理事および役員は皆、どのような理由があるにせよ、自治会がふたつに分かれることはあってはならないことと考えています。

「350名の会員が支持してもらっている」とありましたら、果たして真実でしょうか? また、その方々は自治会が割れることを望んでいるのでしょうか。

新たな歩みを始めるにあたって、その文書の真意をぜひ聞きたいと思います。

副会長 松川哲夫(小深堀)

来期会費支払い額表			
	土地会員	定住会員	別荘会員
更新月	27,300 (積立1,300円含む)	80,000 (積立10,000円含む)	110,000 (積立10,000円含む)
4月	27,300	80,000	110,000
5月	25,220	74,400	102,000
6月	22,880	68,100	93,000
7月	20,800	62,500	85,000
8月	18,633	56,667	76,667
9月	16,467	50,833	68,333
10月	14,300	45,000	60,000
11月	12,133	39,167	51,667
12月	9,960	33,333	43,333
1月	7,800	27,500	35,000
2月	5,633	21,667	26,667
3月	3,467	15,833	18,333

会員の皆様には、毎々会費を納入いただきまして誠にありがとうございます。
さて、その会費ですが、土地を購入して会員になられた月を支払い月としているため、以前から請求業務が非常に煩雑でした。そこで、昨秋の臨時号でも掲載しましたが、経理業務を軽減して経費削減を図りたく、会費支払いの改定を行いたいと思います。

具体的には、令和2年度を準備年間として、4月～翌年3月までの請求会費額を調整します。

最終的に、令和3年4月よりすべての会員とも請求を4月1日付で一本化したいと考えています。なお、令和2年4月1日より令和3年3月31日の請求方式は上記の別表のようになりますのでご理解ください。

※会員に届く振込票には間違いないよう金額を記載してお送りしますのでご確認ください。

なお、期途中に会員になられた方の会費請求は月割り請求と扱いとさせていただきます。

車務理事
宮腰洋一(青木)

【例】9月定住会員の場合

9月～3月の7か月間の会費請求となります
(災害積立金を除く年会費の12分の7)

$$70,000\text{円} \times 12\text{分の7} = 40,833\text{円}$$

(40,833.3ですが小数点以下切り捨て)

$$+ \quad \text{災害積立金 } 10,000\text{円}$$

$$\text{合計 } 50,833\text{円}$$